

「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日

昭和学院中学校・高等学校

目 次

【1】いじめ防止対策推進のための基本的な理念

- (1) はじめに
- (2) いじめの定義
- (3) いじめ防止についての基本的な方向性
- (4) 学校及び学校の教職員の責任

【2】いじめ防止等に関する取り組みと対応

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見・早期対応

【3】いじめ防止等対策組織・役割

- (1) 中核組織・構成・役割
- (2) 日常の対策業務組織・構成・役割

【4】いじめを認知した場合の対応

【5】重大事態発生時の対応

【6】その他

「昭和学院中学校・高等学校いじめ防止基本方針」

【1】いじめ防止対策推進のための基本的な理念

(1) はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第13条には、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されている。同法を受け、いじめ問題の克服に向け、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、以下のとおり「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(3) いじめ防止についての基本的な方向性

ア いじめが全ての生徒に関係する問題で、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

ウ 「いじめ防止対策推進法」やガイドラインについて事例を踏まえて正しく理解する。

エ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(4) 学校及び学校の教職員の責任

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【2】いじめ防止等に関する取り組みと対応

(1) 未然防止

- ア 学校は、いじめを生まない土壌を作り、生徒の学校での居場所を作るために、全ての教育活動を通じて、生徒の豊かな情操と道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の育成に努める。教職員は、全ての生徒が参加・活躍が出来るための授業を工夫し、生徒の自己有用感、コミュニケーション能力の向上を図り、いじめの未然防止に努める。
- イ 学校は、いじめを防止するため、保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって生徒が自主的に行うものに対する支援や、生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を講ずるものとする。生徒指導部及び教育相談委員会を中心に、全校集会、学年集会、生徒総会等を通じていじめ防止の啓発活動を展開する。
- ウ 学校は、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。「情報」の授業はもちろんのこと、「道徳」の授業、全校集会、学年集会、HR活動、学活等においてもインターネットによるいじめや犯罪の防止について学ぶ機会を持つ。
- エ 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。また、教職員は、過度の競争意識、勝利至上主義が生徒のストレスを高めることから、いじめを誘発しやすいことを認識して指導にあたる。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等において体罰禁止の徹底を図る。

(2) 早期発見・早期対応

学校は、いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。いじめを通報する「勇気」、いじめられていることは「恥ずかしいことではない」ことを日頃から指導する。

- ア 全教育活動を通して、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考えて行動できる共感的な人間関係の育成を図る。
- イ 全教職員が日頃から生徒の人間関係を観察して、生徒に対する声かけや生徒の表情や学級などの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢を持つ。
- ウ 生徒の欠席や体調不良については、いじめの兆候がないか、教員一人ひとりが課題意識・危機意識・当事者意識を持てるよう、常にアンテナを高くしておく。
- エ 生徒や保護者からの訴えには、まずは受容し寄り添う姿勢を持って対応する。
- オ 周りの生徒からの情報にも敏感に対応する姿勢を持つ。
- カ 教育相談委員会や生徒指導部による学校生活、家庭生活、悩み、いじめ（インターネットによるものを含む）アンケート調査を毎学期実施する。問題等があったら学年主任・生徒指導部と共有をして対応する。
- キ 面談月間を設け、全生徒と担任が面談を行う。また、随時面談を実施する。
- ク 外部講師によるいじめに関する教員研修を行う。
- ケ それぞれの事案に対して、以下のような「安易な解釈」をせず、「疑い」があったら迅速に報告と調査をする。
 - ・わざとやったわけではない
 - ・部や仲間への「好意」からくる行動である
 - ・被害生徒や親が過敏に反応しているだけ
 - ・問題はすでに解決している
 - ・「これくらいは自分で乗り越えなければならない」として生徒に寄り添わない
 - ・相当ひどいものでないと「いじめ」ではない、と決めつけない
- コ 保護者及び生徒に対し、生徒指導部、教育相談委員会（含：スクールカウンセラー・養護教諭）など、いじめ防止に関する相談・通報窓口の周知を図る。

(3) 部活動の指導について

- ・顧問と保護者の信頼関係の構築、何でも相談できる体制作りをする。
- ・顧問と生徒の信頼関係の構築、何でも相談できる体制作りをする。
- ・顧問と担任、学年の連携のさらなる強化を図る。
- ・保護者会を実施して、部活動についてのさらなる理解と協力を得る。
- ・部費や保護者会費の用途を明確化する。
- ・勝利至上主義にならないよう、生徒一人ひとりの個性・感性や能力・適性を十分見極めた上で指導を実践していく。

(4) 学校以外のいじめの相談・通報窓口を生徒・保護者に紹介する

- 学校や家庭生活、友だちのこと、心や体についての悩みに関する相談
 - ・子どもと親のサポートセンター
- 非行・犯罪被害・交友関係に関する相談
 - ・千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）※20歳未満の少年に関すること
 - ・千葉県警察総合相談窓口
 - ・各警察署生活安全課 各警察署代表電話
- 子どもの人権に関する相談
 - ・子どもの人権110番（最寄りの地方法務局人権擁護課）

【3】いじめ防止等対策組織と役割

(1) 中核組織・構成

【いじめ防止対策委員会】

- 《構成員》 … 校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、生徒指導部員、教育相談委員（スクールカウンセラー、養護教諭）、加害者及び被害者該当クラス担任
- 《役割》 … いじめ事案の対処の指揮、いじめ防止基本方針の策定、防止対策推進の検討と改善、事実関係の調査・指導およびケア、外部の専門機関との連携、調査結果の分析及び評価

(2) 日常の対策業務組織・構成

【生徒指導部】

- 《構成員》 … 生徒指導部長、生徒指導部副部長、各学年の生徒指導部員、各部活動顧問
- 《役割》 … いじめ防止の啓発、マナー指導の実施、職員研修の企画、いじめ防止の調査と実施、いじめ防止対策の点検・評価

【教育相談委員会】

- 《構成員》 … 教育相談委員長、スクールカウンセラー、養護教諭、各学年教育相談委員
- 《役割》 … 教育相談の実施、悩みの調査、アンケート調査の実施、相談窓口の周知、職員研修の企画、外部の専門機関等との連携

【学年会】

- 《構成員》 … 学年主任、学年副主任、担任、副担任
- 《役割》 … 生徒観察・把握、いじめの早期発見、教科担任からの情報収集、保護者との連携、いじめ防止の啓発（学年集会・学級活動）、生徒面接の実施

【4】いじめを認知した場合の対応

学校は、いじめの通報を受けたとき、または、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。

ア 発見者は直ちに当該生徒の担任に報告し、該当学年主任を中心に調査を行い、いじめの疑いがある場合はいじめ防止対策委員で会を開く。被害生徒の保護者には、早急に状況を直接説明する。

イ いじめの被害及び加害生徒の調査については、別室で個別に行い、複数の職員で対応をして記録をとる。休憩や食事時間に配慮し、暴言や威圧等の不適切な聴取方法は禁止する。周辺の生徒への情報の聞き取りあるいはアンケート等を実施し、情報を詳細に収集する。また、時間が経って調査内容が変わることもあるので、十分に時間をかけて慎重に調査し、記録を保存する。

ウ 被害生徒及び保護者に対し、いじめに関する調査の情報を適切に提供する。

エ 被害生徒、保護者、いじめを知らせた生徒には身の安全を徹底して守ることを伝える。

オ いじめ加害生徒については、いじめた気持ちや状況について十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて下記の指導及び対応にあたる。

- ・いじめの加害生徒が被害生徒や通報者に圧力をかけることのないように指導する。
- ・いじめは許されない行為であることや被害者の気持ちを認識できるよう指導する。
- ・事後も学校生活等について継続的に指導する。必要があれば、被害生徒とは違う教室で学習させるなどの措置を講ずる。
- ・加害生徒の保護者には正確に事実関係を説明し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

カ いじめ周辺の生徒に対しても、「傍観者」はいじめを暗黙に了解していることになることを認識させ「傍観者」から「仲裁者」への転換を促す。

キ 校長は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、加害生徒に対して校長裁量による特別指導あるいは、懲戒を加えるものとする。その際、指導の内容を生徒・保護者に必ずきちんとした説明をする。

ク いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは被害者が届出た所轄の警察署と連携してこれに対処し、関係機関との連携を含め、今後の対応について十分に話しあう。

ケ 被害生徒・加害生徒の心のケアが必要な場合は関係機関に支援を求める。

【5】重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは、次に掲げる場合を指す。(いじめ防止対策推進法 第28条 第1項)

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

* 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合は、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態（重大事態の疑いのある場合も含む）を認知した場合の対応

ア 情報を整理し、当該の事案が重大事態にあたるか否かを判断し、重大事態の場合は報告および調査を実施する。

イ 学校法人が設置する学校は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第31条 第1項)

ウ 学校内及び県学事課への報告、連絡

[学内] 最初に認知した教職員（担任／顧問／その他） ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒指導部長
⇒ 教頭及び副校長 ⇒ 校長

[学外] 校長 ⇒ 千葉県学事課 ⇒ 千葉県知事

教頭または副校長は、第一報（県学事課へ電話連絡）後、文書により報告をする。

エ 調査委員会を設置

本校の「いじめ対策委員会」を母体にした事態の性質に応じた適切な専門家や該当事案とは利害関係のない第三者などを加えた調査組織を設置するように努める。

オ 同種の事態の発生の防止に資するために、被害者の安全確保とケアを実施するとともに適切な方法により当該重大事態に係る客観的な事実関係を明確にする。

カ 当該調査に係るいじめの被害生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【6】その他

いじめ防止等に係る情報の公開・点検・評価・見直し

(1) 年度毎にいじめに関する調査及び分析を関係分掌で行い、必要に応じて公表する。

(2) 年度毎にいじめに関する取り組みについて保護者・生徒・所属職員に対する学校評価アンケート項目に定める。

(3) 本学校いじめ防止基本方針は状況に応じて見直しをする。

平成26年4月1日制定

平成27年4月1日改定

令和6年4月1日改定